

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正

(自然保護課)

一

ページ

告 示

○宮城県告示第八百五十号

平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 小泊・大室地区 (石巻市北上町十三浜字小泊の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則		読 替 え 前		読 替 え 後	
第十一条第四項第二号	二階建	十メートル	三階建	十三メートル	

第十一条第四項第四号	千平方メートル	百九十七平方メートル
「第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
「第十一条第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
第十一条第九項第三号	千平方メートル	百九十七平方メートル
第十一条第九項第七号ロ	千平方メートル	百九十七平方メートル